

天保飢饉下の遠三州十か宿

橘 敏 夫

はじめに

江戸時代後期の天保飢饉については、青木美智男『近代への予兆』が、東北地方における飢饉の実態と江戸周辺における影響、さらには甲斐国郡内騒動や三河山間部で発生した加茂一揆、大塩平八郎の乱にいたるまで、その全体像を詳述している⁽¹⁾。同書は一般読者向けの通史として執筆されているが、現段階における研究の到達点を示しているといつてよいであろう。

一方、これまで知られていなかった天保4年(1833)12月に発生した東海道新居宿における打ちこわしについては、渡辺和敏『近世交通制度の研究』のなかで解明されている⁽²⁾。こうした事例追加は、天保飢饉の全体像を把握するためには必要である。しかし、江戸幕府の道中奉行管轄下にあった五街道筋における天保飢饉下の状況は、最重要街道と位置づけられる東海道筋に限っても、まだまだ解明が不十分であるといえる。

新居宿を除けば、伊豆・駿河国内に所在する伊豆国韮山代官支配の三島・原・吉原・由比・興津宿における打ちこわしや強訴の発生が、蒲原宿問屋が記録した「御用留」十二の記述により知られるだけであり⁽³⁾、遠江・三河国内に所在する遠江国中泉代官支配の金谷～藤川宿で構成される遠三州十か宿については、ほとんど解明が進んでいないようである。

そこで小稿では、見付宿と二川宿について、天保飢饉下の状況を検討することで、遠三州十か宿を代表させることにしたい。ここで、この2か宿を選択したのは以下の理由による。見付宿は中泉代官の陣屋所在地に近く、主に利用する「見付宿庚申講掛銭帳」は、同宿の中心地のひとつである東坂町に店舗を構える質屋・古手屋・米屋等が仲間となった庚申講の当番引継帳で、掛銭以外に米・雑穀相場や近隣村々の様子、支配代官の動向等の各種情報を記録しているからである⁽⁴⁾。

中泉代官は中泉村の本陣屋のほか、東海道赤坂宿に出張陣屋を置いた。この出張陣屋は赤坂役所と呼ばれ、三河国所在の支配地の窓口であった。遠三州十か宿のなかでは、白須賀～藤川宿が赤坂役所の担当で、三州付五か宿と呼ばれた。このうち二川宿は史料の残存状態が良好であり、その主要史料が渡辺和敏編著『古文書にみる江戸時代の二川宿』として刊行されているからである⁽⁵⁾。ここには二川宿の加宿大岩村で宿役人をつとめた山本家に伝来した史料群が掲載されているが、小稿ではさらに愛知大学総合郷土研究所が所蔵する同家文書を追加的に利用することにした⁽⁶⁾。

1 米価高とその対策 —第1段階—

天保4年(1833)は、年初から5月までは

順気であったが、6・7月は日照時間不足で薄暑となり、7月下旬に至り冷気が強く、袷を着ても寒さを感じるほどであった、と「見付宿庚申講掛銭帳」にある。さらに同書によれば、米価は安値であったが、天候不順の影響をうけて次第に上昇をはじめた。それが8月1日に強風に襲われると急騰し、小売米が1升88文になった。それでも「米高直ほと者人気無之」と落ち着いていたのは、粟・黍・稗等の雑穀が順調に実ったからで、周辺村々では例年のように狂言を開催した。

しかし、米価高騰が原因で「小売米売物無之、小まい一同こまりはて候様子」がみえたので、「池田村・^(前)かけすか、見付・袋井・日坂・金谷、中泉御役所御ねかい、湊々船とめいたし、少々ゆる気ニ相成候様子」に変化した、とある⁽⁷⁾。

池田村は天竜川中流左岸に位置する渡船場、掛塚村はその河口にある遠州灘に面した湊の所在地である。いずれも江戸廻米用の積出に中泉代官が利用していたが、収穫期を目前にこれを停止したのであろう⁽⁸⁾。

天保4年は「出来秋、殊ニ米相場高直ニ付、世上一統さわかしく」、このため「物毎諸事万事大ふ景気之時節、され共遠州ハ平均七分」の作柄だったが、東北地方の凶作が原因で、駿河や江戸周辺の米価が上昇したので、見付宿周辺から商人が米の江戸積出を盛んに行った。これをうけ、中泉代官は津留を発令して米穀積出を厳禁したうえで、中泉役所において500俵を囲米とした。さらに、金谷～舞坂宿の5か宿に対しても同様の処置を命じた、と「見付宿庚申講掛銭帳」にある。

中泉代官は、年貢米の江戸廻米停止、商人米の江戸廻送停止、備蓄米としての囲米の実施という3段階の政策を採用したのである。

庚申講の当番は天保4年を終えるに際し、「諸国一統、米高直御座候得とも、世の中者格別、尾州・遠州者違ひニも無之候、とかく江戸表等て^(大)たいへん、近在二者^(騒)そうどふ茂

有之候、それ故御公儀様方^(触)御ふれきひしく御座候て、江戸表近在迄も朝一飯者茶かいをくへと申御ふれ廻状」が出された、と記録している。

天保5年(1834)の庚申講当番が「見付宿庚申講掛銭帳」に「去秋奥州筋大違作ニ付、追々江戸表、駿河辺、米高直ニ相成」と記録したように、東海道筋でも東北地方の凶作と、これに起因する米価の高騰が共通認識となった。しかし「西国筋、尾・三・遠州ハ格別之違作ニ茂無御座、当国等者七分作位」と西日本を中心に作柄は安定していたが、小売価格が下白米1升168文では「誠ニ下々難澁ニ付」、宿役人の指示で「極難澁^(著)之物」に1升につき12文安で販売した。それでも小規模な騒動が発生し、宿役人は対策に奔走した。その姿を見た当番は、その心中を察し、同情を禁じ得なかったようである。

(前略)宿方裏町を小前一同騒動致、既ニ横町中石屋源蔵宅へ大勢参り、彼是故障ケ間敷儀申、騒動仕、猶又掛川在高御所村八郎左衛門、細田村小次郎兩人、笠井方へ参り候処ヲ、宿方部^(屋)や雲助共大勢さん々々乱妨いたし、宿役人中罷出、右雲助共十式、三人茂繩ニ掛ケ、問屋の庭へしばり置候、米穀高故、色々混雑仕、宿方御役人中、御心配奉察候、

裏町で騒動を起こした小前一同が、その直前に押し掛けた中石屋がある横町は、見付宿の西坂町に続く表町のひとつであるが、宿端に近く、やや中心地からは離れている。小前は米の安売りを強要して断られ、さらに裏町で氣勢をあげたのであろう。

雲助が暴行を加えた兩名は、彼らと何らかの関係があったのであろう。雲助十数人を捕縛したままで庭に放置するのである。酔ったうえでの行動であろうか。いずれにしても、宿方部屋雲助は日常的に問屋場の仕事をこなす人足であるから、問屋にとり事態は深刻であった。

一方、二川宿本陣の馬場彦十郎が執務のために作成した「古今永宝録」のなかには次のような指摘がある。それは、天保4年の東北地方の凶作による江戸廻米が原因で、米の収穫量に均衡しない米価上昇が広がっている、というものである⁽⁹⁾。

天保五年三月と六月迄、米穀高直ニ付、困窮之者誠ニ難渋仕候、去巳年東国無作ニ付、諸国米江戸表江送り候間、米穀取上方と茂相場高有之、当宿相場左之通、

白米壺升ニ付百七拾八文

玄米壺升ニ付百六拾六文

右之通り当宿小売いたし申候処、尤小前人^(%)甚悪敷相成所、ふちくだき等有之、御支配御役所と茂きひ敷右様義無之様御せいし、極困窮之者夫食料被下、但尾川村八左衛門と所々困窮之者へ遣度段願、御役所差上申候よし被仰渡候、当宿之義、東西共ニ役人其外重立候者申付、米買入、小前へ安売仕候、

さらに、小売米価格が上昇した結果、小前の心持が極度に悪化し、「ふちくだき」が発生した。嚴重な謹慎を求めた赤坂役所が夫食料を給付したほか、尾川村八左衛門からの援助があり、宿役人らが米を購入して安売りを実施した、というのである。

このうち、赤坂役所の夫食料給付は次のとおりである。天保5年4月、赤坂役所は赤坂・御油・二川・白須賀宿に対し、前年の不作にともなう困窮者を調査したうえで、宿役人一名が出頭するように命じた⁽¹⁰⁾。

其宿々去巳年違作ニ付、及極難当日夫食ニも差支程之ものへ取調、宿役人印形不残持參、心得候もの壺人、来ル廿八日迄可罷出、此廻状早々順達、留と可相返也、

(日付脱、天保5年4月カ) 御役所

赤坂

御油

二川宿

白須賀

二川宿と加宿大岩村が作成した天保5年5月の「貧民御救御手当頂戴名前書帳」によると、赤坂役所は16世帯の総計35人に対し、1人あたり銭600文ずつ、合計銭21貫文〔金3両相当〕を給付した。対象者は「連々困窮仕、其上去巳年不作ニ而夫食ニ差支、甚難渋之処、猶又当春ニ相成流行病相煩必至と差支、当日も送り兼、既飢渴ニ度可及」という状況にあった⁽¹¹⁾。

天保5年5月4日、赤坂役所管内の惣代庄左衛門は中泉代官平岡彦兵衛が死去し、後任が決定するまで子息熊太郎が支配を引き継ぐ旨を村々に通知した⁽¹²⁾。後述のように、熊太郎は交代がささやかれる、やや凡庸な人物であったようである。

赤坂役所は天保5年7月5日、東北地方の凶作による米価高が庶民の生活を困らせているのは、各所で領分限りの津留を実施しているからで、これでは所有する米穀に余裕があっても売買が停滞する。今後は領主の区別無く米穀を流通させて売買を促進させるように、と命じる幕府触書を担当村々に出した⁽¹³⁾。

去巳年陸奥・出羽其外違作之国柄等有之、江戸表ハ勿論、諸国在々迄米価高直ニ相成、末々之者共難儀および候趣相聞候処、銘々領分・知行限^(所脱)他国之売買差止候向も有之、身元相応之者米穀有之候而も売捌方相成兼、自分融通不宜候間、御料・私領無差別米穀融通無差支様急度相心得、米売買可致候、

右之趣、御領者^(ママ)御代官、私領者領主・地頭と早々可被相触候、

六月

右之通可被相触候、

右之通御書付出候間、得其意、廻状村下令印形、留り村と可相返者也、

七月五日

御役所

大岩町

二川

雲谷
上村々

「見付宿庚申講掛銭帳」によれば、中泉代官平岡熊太郎には「秋之頃より御替り之様子相聞」こえ、11月には江戸に下った。これについては「下々ニ而ハさま々々の取沙汰、御首尾之義ハ格別宜敷も無之由風聞」があり、12月には元締や手代のなかにも江戸に向けて出立する者がいた。

中泉代官の後任はすぐには決定されず、平岡時代の手代数人を雇い入れた駿府代官岸本大輔による当分預りになった。これは担当代官の不在を避けるための応急策である。

天保6年(1835)「正月ニ至り候得共、未タ何国の御代官御出被成候哉、御沙汰」がなかった。しかし、平岡熊太郎が江戸から戻り、そのまま中泉代官を引き継いだ。この年は「麦作も殊之外、上々作ニ相見へ、世間之人気もおたやか(稔)」であり、東海道を「東照君様へ御献上」のらくだが通行し、見付宿では2月10日から3、4日間の見世物が開かれて大当たりをとった、と「見付宿庚申講掛銭帳」にある。これに続く記述によると、3月下旬まで晴天、4月は雨天が続き、6月晦日・7月朔日の集中豪雨では見付宿で被害が出たほか、掛川宿周辺では1尺5寸、袋井宿では3尺6寸の床上浸水となった。見付宿における11月11日の小売価格は玄米1升が100文であった。

2 暴風雨被害とその対策 —第2段階—

天保7年(1836)も3月下旬から雨天が続く、人々に不安を抱かせる天候となった。「見付宿庚申講掛銭帳」では、これを「人々世の中違と心得候」と表現している。しかし「八月上旬頃ニ相成候へハ、田方・畑作共、出来豊作ニ相成、大キニ悦んでいた。ところが「八月十三日古来稀成大風雨、塩風ニ而

大違作ニ相成、人々騒立、大変ニ可相成」状況に一変した。そのため「宿方役人中種々心を尽、米壺升ニ付三拾文安ニ売出し、猶又町々ニ而重立候者、表裏極難渋之ものへ、男女、子共ニ至迄、壺人ニ付何程と遣し申候、是ニ而人々暫クおだやか」になった⁽¹⁴⁾。

小売米の値引き額が、天保5年の12文から32文になったということは、それだけ小売米価格が上昇したのであろう。こうした宿役人の行動のほかに、施米が上層商人により実施されたようである。これらは、天保5年のような小前・宿方部屋雲助による騒動の発生を未然に防止するための対策であろう。

一方、二川宿では本陣・脇本陣1軒ずつ、旅籠屋23軒、さらに「本宿・加宿共不残大破」した⁽¹⁵⁾。これでは宿場全体の機能は一時的とはいえ、かなり低下したことであろう。

被災後、遠三州十か宿は一致団結し、統一行動に出た。天保7年8月、直ちに中泉役所に対し、1年間の返済期間延長を認められた文政6年(1823)3月実行の宿方相続拝借金2,000両の天保5年分返済金について、再延長を出願したのである⁽¹⁶⁾。

さらに、天保7年9月の「風難違作ニ付、遠三州拾ヶ宿、大井・天龍両川御救願下書」によれば、遠三州十か宿と大井川徒渉を対岸の島田宿とともに受け持つ金谷宿河原町、天龍川の池田村渡船方とで相続方拝借金2,800両の給付を計画し、中泉役所宛の願書を作成した⁽¹⁷⁾。表1が拝借金の内訳で、願書の主要部分は次のとおりである。すなわち、

(前略) 当八月十三日稀成大風雨大荒、殊更海面大汐ニ而汐吹上ケ、山方・里方共不残汐入、田方ハ稲枯黑白穂ニ相成、畑物同様枯腐レ、田畑皆無作、菜・大根・諸色ニ至迄一円無御座、古今稀代之風災ニ而、本陣・旅籠屋・伝馬人・歩行役・川越共、潰屋并大破損仕、殊ニ宿場之儀、平均九分通者其日稼買渡世之もの共故、米穀立大荒已

表1 遠三州十か宿が出願した相続
拝借金の内訳 (天保7年9月)

| 対 象 | 金 額 |
|--------|----------------|
| 金谷宿 | 250両 |
| 日坂宿 | 〃 |
| 袋井宿 | 〃 |
| 見付宿 | 〃 |
| 舞坂宿 | 〃 |
| 白須賀宿 | 〃 |
| 二川宿 | 〃 |
| 御油宿 | 〃 |
| 赤坂宿 | 〃 |
| 藤川宿 | 〃 |
| 金谷宿河原町 | 200両 |
| 池田村渡船方 | 100両 |
| 合 計 | 2,800両 |
| 条 件 | 年利5分 20年賦返済 |

出典 「風難違作ニ付、遠三十ヶ宿、大井・天龍両川御救願下書」(愛知大学総合郷土研究所蔵山本家文書、目録番号270)。

来、宿場・川場ニ融通欠ニ無御座、御往来・御休泊磁与差支、人馬役之もの共、渡世之粮ニ尽、往還御用御継立差支候ニ付、其段御願御出役之上、当座御立替、亦者御借請米等も相成候、漸其日を相凌候得共、迺も此儘難取続キ急御救夫食、或ハ潰家并宿内大破之分修覆拝借奉願上候処、御時節柄大金拝借難伺品と御利解之上、厳敷御吟味減被仰付、夫々拝借金当時御伺中ニ御座候得共、下地極難零落之上、此度之大荒御見聞とハ格別之相違、中々以御伺辻之御手当ニ而者、迺も修覆難出来一同遺布仕候、扱又米穀津留之儀も、万石以上以下共御慈非を以融通可致御達も有之、難有仕合奉存候、乍去風災後御威光を以借請米是迄相凌候分、安直段ニ而少分宛小前へ売渡し候、直違ひ間狭夥敷手明与相成、殊更大破損家作修覆も乍恐御伺通ニ而者出来兼、夫是大造手明之往還人馬宿雇も夥敷相嵩、且者来月上旬近衛様姫君御方御通行、来酉年者御慶事ニ付、御通行茂大造之趣、当暮人馬御

役立平年之姿ニ而者御継立差支顕然、如何共賄可致様無御座十方ニ暮(後略)、

ている、というのである。ここでは、大規模災害後の状況を要約しながら、復旧資金の査定が厳しすぎて、家屋の修覆が困難であり、予定されている大通行に対応できないことを特に訴えている。

この間、天保7年8月には甲斐国で郡内騒動、同年9月には三河山間部で加茂一揆が発生した。これらに関する情報は精粗の違いがあるが、「見付宿庚申講掛銭帳」や二川宿の「御用留」に記録されている⁽¹⁸⁾。特に前者が「甲州一国、作方ハ六、七分作位ニて、米高直ニ付人氣騒立、大騒動」と、郡内騒動の原因を記録していることが注目される。

天保7年11月の「御代官様と被仰出候御書付写」によれば、中泉代官は支配下村々に対し、①急夫食代の拝借が許可になったこと、②加茂一揆の取調べが赤坂役所で開始されること、③今後は同様の事案に誘われようとも同意せず、誘いがあつた場合は直ちに報告すること、④町場・宿方・在方で備蓄がある者は適正な価格で米穀を販売すべきこと、を命じた⁽¹⁹⁾。

申渡

遠州
三州 村々
一統江

遠三州村々当年作柄之義、相応之出来方ニ相聞候処、八月十三日之大風ニ高田畑共吹荒し、俄ニ米穀高ニ成候而已ならず、融通差支、一統及難儀候義、於我等日夜苦心止時無之候、然ル処其節より役所ニ於て世話いたし宿村役人とも骨折取続方取計行届、先是迄者無滞相凌一段之事ニ候、尤追々願出候趣其時々取調、江戸表江差出、夫々相伺候処、此度急夫食代拝借御下知相済、御金請取候間相渡候、於此上之義心之及候丈取計、為相凌可申候間、可得其意候、一三州岡崎最寄村々百姓共騒立候処、早速召

捕ニ相成、其上此度江戸表に御役人被遣於赤坂陣屋御吟味被仰付候段、被仰渡有之筈ニ候、然ル上者重立候もの者其身御仕置ニ成、外一同相当被仰付候上、懸り合候村々之諸雑費何程可相掛哉難計、当年柄難義ヲ重候道理ニ而、騒立候もの共も後悔いたし可申哉ニ候得共、更ニまぬがれ可申様無之、愚昧之心得違とハ乍申、無是非次第ニ候、

一右之通ニ付、此上支配所のもの共心得違なく、急度相慎罷有、万一他に申勸メ候義有之候共、決而同心不致様村中別而夫々之者江堅申付置、右申勸候もの之村名并名前承届、急速注進可出候、乍恐御治世ニ付、莫大之御恩沢を奉蒙、数代安穩ニ百姓相続いたし来候段、難有御義ニ候処、一旦之天災ニ逢候迎忽忘せしめ、上之御苦勞ニ相成候者此向軋事ニあらずや、此処を能々相弁、実ニ相慎、他支配・私領村々というとも、親類・縁者有輩ハ前書之趣早々申聞可然候、是実情之親切と申ものニ候、
一町場并宿方・在方共身元相応のもの共之内、貯置候米穀自分入用之外有余之分ハ、不足の方江融通いたし、酒造人共ハ御触之趣方も可成丈減造いたし、分而米商人共ハ、相当之相場ヲ以広ク売立、決而不置、前書ニ申ことく御治世之御厚恩を奉存、人之疑ひヲ不請様誠実ニ可取計候、人之難義も不顧、当座之利欲ニ不迷、御罰ヲ恐入、真実を尽し可申候、
右申渡之趣一村限、小前夫々之もの迄少茂不洩様、早々村役人共可申聞候、

申十一月

赤坂役所が天保7年11月に実施した急夫食米代の給付を二川宿についてみると、対象日数を30日とし、1日1人につき男性が2合ずつ、女性が1合ずつを基準とし、男性265人・女性361人の合計626人を「極困窮之者」と認定し、金39兩3分永45文3分〔米26石7斗3升分、金1兩につき6斗7升替、5年

返済〕で給付した。その際、赤坂役所は「男六十以上・十五以下ハ女之中へ入」れるという操作を行った。二川宿では、宿「役人其外重立候もの三四人相除」いたうえて、「外壺朱ツ、割残り金八兩地方立金」としたのである⁽²⁰⁾。

さらに二川宿が天保8年(1837)正月に中泉役所に報告した「宿方窮民救雑穀割渡書上」によると、宿役人が「宿内人馬役之者其外極困窮之者共へ去^(天保7年)十一月に追々当時迄割渡申候分」は、二川宿で麦8俵・稗42俵、加宿大岩村で麦5俵・稗24俵、この他にも「御支配様御声掛り御頼之上、吉田御城主様を借受米等仕、其外宿役人共所々相頼米買入、宿内におゐて米会所相立、御休泊并ニ宿内之者共夫食米売渡し候」分があり、前者の中泉役所仲介分として吉田藩城米50俵・大津村郷蔵米70俵、後者の宿役人手配分として米50俵を入手した⁽²¹⁾。

一方、「見付宿庚申講掛帳」によると、同宿における夫食代拝借は1人につき男性が永200文7厘、女性・子供が永100文3分5厘、合計247両余を無利息・5年返納という条件で実施された。二川・見付宿の例からすると、夫食代の給付にあたり中泉代官は女性・子供を男性の半額とする方針を採用していたのである。

天保8年正月、舞坂・白須賀・二川宿は風難による被災家屋に対する修葺資金拝借に関する再願書を中泉役所に提出した。そのなかで、被災の査定基準が厳しくて見分が繰り返されたうえ、決定そのものが遅延している現状では、間近に迫る参勤交代や今切渡船の運航停止による緊急時に、宿場として対応できないことを訴えている⁽²²⁾。

乍恐以書付再御訴訟奉申上候

当御代官所東海道舞坂・白須賀・二川三ヶ宿問屋・年寄・伝馬人惣代一同奉申上候、私共宿々累年困窮難涉之上、近年打続違作、諸色案外之高直、殊更諸家様御休泊追

遍故、余宿与違イ、本陣・旅籠屋・伝馬人・歩行役ニ至迄、渡世菅兼次第極難ニ陥、親族扶助茂出来兼候ニ随ひ、おのづから家作手入も不行届、年増及零落、当惑難渋罷在候上江、天災与ハ乍申、去八月十三日古今稀成之大荒、別而私共も宿々之儀者風災夥敷田畑皆無作、兼而手入仕後レ之本陣・旅籠屋始メ、伝馬人・歩行役家居吹荒し、潰屋并ニ大破損ニ而、往来御休泊者不及申上、宿内者共雨露之凌茂出来兼、追逼御休泊有之候而茂、雨洩或者曇・建具、困之堀ニ至迄悉く零落、御止宿難相勤御断奉申上候程之仕合、日増艱苦差逼、親族扶助茂確与差支、如何共可取続様無御座、既ニ御用向差支ニ相成候ニ付、家作取繕御救拝借奉願上候処、御出役被成下、逸々御見分之上、自力取繕可相成分御除、潰屋并大破損分再応御吟味減御取調、本陣・旅籠屋・伝馬人・歩行役大破修覆御手当拝借御伺被成下候所、今以御下知無御座、風災後白天同様家居ニ付、菰蕪ヲ以雨露之凌為致候分も、光陰時日之押移ニ随ひ悉朽腐、中々以手中ニ難及次第、窮迫渡世茂出来兼、家居宿方江差出、他稼等ニ罷出候者多、往還御用相勤候もの人少ニ相成、日々重役相勤、実々難取続旨宿役人迄頻ニ歎出、困窮難渋見ルニ絶兼、片押潰ニおよひ候外無御座歎ヶ敷、追々御參勤御通行ニも差向、且者今切渡海風波之節ハ、諸家様俄ニ御休泊被仰付候義も有之、顯然御旅宿御請難相成、御差支ニ相成候節者、如何様御咎メ被仰付も難計、心配難渋之余り不顧恐茂再御愁訴奉申上候、何卒前頭之始末実事難取続訳柄、其御筋江被仰上、急場御救拝借先般御伺之通り御下知被仰付、危急之極難御助被成下、本陣・旅籠屋、人馬役之者共零落之家作取続、御休泊御用無滞御往来御差支不相成、無難ニ宿役相勤候様御愛憐之御仁恵、宿中拵而幾重ニ茂奉願上候、以上、

天保八酉年

正月 (舞坂・白須賀・二川宿
役人・伝馬人惣代名略)

中泉

御役所

「見付宿庚申講掛錢帳」によれば、「正月祝義相場」^(ママ)として記録された天保8年正月の米の小売価格は、1升につき下米164文、中米172文、上米184文で、4月頃には「壹升ぶりの御旅籠式百三十五^(文脱カ)つゝ、あまり近年珍敷高直ノ御旅籠」となった。これは米価上昇の結果、旅籠賃が上昇したことを表現したものであろう。

さらに続く次のような記述は、庚申講仲間の性格と天保期の時代的特徴を端的に示しているといえよう。すなわち、

(前略) 二月上旬方雨ふりはじめ、四月三日、四日迄、三日と晴天無之候ニ付、追々米直段引上ケ、尤米ニ不限ら^(喰物類)、くいものるい誠ニ何ニかきらす高直ニ相成候ゆへ、人々大きに気をもみ出し、つミ草等もいたし、飯ニたき、少も米のいらぬよふニしまつ^(始末)ニ相成、其中ニも松の木皮をとり、うすにてつき、よくふるいニかけ、もち米ニ、三分もまぜて松の皮もちとして、一じきのたす^(食)くニ致し候程ノ大き^(助)ゝん也、尤むかしのきゝんとハ違い、まだ金さいアれハ、米ハ随分その時の直段ニてかへば^(四)いくらもあるなり、むかしハ金を^(方)三宝^(載)へのして、手^(組)をくんで^(死)しんだと申事、小判をくわへて死ぬる人多くアリしと聞候得共、今年らのきゝん者中々左様の事ハ決而なし、金さへあれハまだなんでも有ゆへ、中から下の者、誠に込入申候、金の有米屋さんなんぞハ、いい世の中だと申事を言、にくらしいのふ、されども人々さわ立ツよふの事少茂なし、尤麦作でも宜敷ハその内ニは米も段々下ける心得と思ふニ、天気雨かちゆへ、追々米直段引上ケ、白米小売式百五十文^(申)ニ相成、それで米者中ものなり、上米直段もふされず、

というのである。

天候不順による米価上昇に対する防衛策として草木を混ぜて炊飯したり、あるいは松木の皮を混ぜて餅を作ったりして米の消費を節約しようとする立場の人々、史料中で「中から下の者」と表現される宿内小前層と、いまは金さえあれば高価な米が買えるし、その他に何でも入手できる「いい世の中だと」放言する「金の有米屋さん」等の富裕層とが存在していることが表現されている。もちろん当番がこれを記した庚申講仲間は後者に属しているであろう。

一方、二川宿の天保8年の米・雑穀類の小売値段については、同年2～8月の約半年間をまとめた書上と、同年3月21日のものがある(表2)。時系列に沿った小売値段の変化については史料が見付からないが、前述したように天保5年3～6月が白米178文、玄米166文であったから、上昇傾向は明かである。

この間の天保8年3月、江戸幕府の道中奉行は遠三州十か宿と天龍川池田村渡船方に対し、5月までの3か月間、これまでの5割増に2割増を加え、都合7割増とする人馬賃・渡船賃を許可した。この2割増については、「去^(天保7年)申年違作ニ而米穀・諸色高直ニ付、人馬役其外川場之者難義」を救うための

措置であるので、「宿・助郷出人馬并河場^(ママ)のもの江割渡、人馬継立、其外渡船差支無之様、相続方厚勘弁」するように指示した。さらに道中奉行は中泉代官の手代に対し、割増分を宿助成に繰り入れず、食物購入費として人馬役の者に支給するように指示した⁽²³⁾。

申渡

宿々人馬賃錢之儀、是迄仕来ニ而者宿・助郷并人馬役之者江夫々賃錢割合来り候処、此度有来割増之上江尚又割増被仰出候ニ付、右割増之内ヲ以、宿々人馬役之者取続相成候様、賃錢差遣可申者勿論之儀ニ候処、割増被仰付候迄、宿助成之方割合相増し候ハ、人馬役之方割合引足兼候儀も可有之哉ニ付、宿助成之方割合者内借ニ相成候共、右ニ不拘食物差支無之様、人馬役江賃錢相渡、尤場所ニ諸色直段高下も可有之儀ニ付、割合方同様ニ者相成間敷候間、一宿限、支配ニ而割合取極、相渡候様可被心得候、右割合方取調相済候ハ、其段可被相届候、

西三月

右被 仰渡候趣、一同奉承知候、依之御請申上候、以上、

西三月

平岡熊太郎手代

荒井臚太郎印

外出役一同連印

前原八三郎様申渡

差添 田辺彦十郎殿

中泉代官の手代は、道中奉行の指示に従うと宿方助成に充当する分が無くなり、追加の仕方を出願することになるが、道中奉行から以後の訴願は受理しないと通達された。

御請

去申年違作ニ付、東海道宿々諸拝借之儀、追々窺書差出置候処、此度人馬賃錢割増被仰出、右之趣意ヲ以取計候ハ、人馬役之者取続方相成可申候ニ付、人馬役之者共食物等差支不相成様賃錢相渡候ハ、宿方助成割合も少く難渋之宿方も可有之哉、若右

表2 東海道二川宿の小売値段
(単位は干菜が1連、他は1升)

| 品物 | 天保5年 3～6月 | 天保8年 | |
|----|--------------|------|-------|
| | | 2～8月 | 3月21日 |
| 玄米 | 166文 | 250文 | |
| 白米 | 178文 | 278文 | 238文 |
| 荒麦 | | 148文 | 128文 |
| 搗麦 | | 268文 | |
| 稗 | | 124文 | 84文 |
| 干菜 | | 72文 | |
| 大豆 | | 164文 | 140文 |
| 小豆 | | 258文 | |

出典 渡辺和敏編著『古文書にみる江戸時代の二川宿』
149頁、252・392号。

表3 7割増になった東海道二川宿の人馬賃銭
(天保8年3～5月)

| 行先 | 種別 | 7割増賃銭(2割増分) | 従来請取分 |
|-----|----|-------------|-------|
| 吉田 | 本馬 | 128文(14文) | 76文 |
| | 軽尻 | 80文(9文) | 49文 |
| | 人足 | 61文(7文) | 39文 |
| 白須加 | 本馬 | 118文(13文) | 69文 |
| | 軽尻 | 77文(9文) | 47文 |
| | 人足 | 56文(6文) | 36文 |

出典 渡辺和敏編著『古文書にみる江戸時代の二川宿』250・252号。

有様之宿方も有之候ハ、相続方仕方別段取調申達候儀ハ格別、追々申達之趣、難及御沙汰段被仰渡、窺書願書御渡被成奉請取候、依之御請申上候、以上、

酉三月 平岡熊太郎手代
荒井臈太郎印

田辺彦十郎様江出し

二川宿の都合7割増人馬賃銭、人馬役出役者が請け取ることになった2割増分に併わせ、5割増の際の請取分を表3に示した。

天保8年4月、赤坂役所は二川宿に対し、前年11月同様の手続きで夫食麦代35両2分永140文〔麦26石7斗3升分、金1両につき7斗5升替〕を給付することを認めた。これを二川宿では宿「役人其外重立候もの五六人相除」き、惣門に対し1貫300文ずつで割賦した。さらに赤坂役所は、来年用の種籾代15両永200文〔籾15石2斗4升4合分、1反につき7升ずつ〕の拝借も許可している⁽²⁴⁾。

二川宿は赤坂役所に対し、天保8年8月に天保飢饉による死亡者数を報告した。宿場住民889人の約5パーセントにあたる45人が疫病・痢病を原因として死亡している⁽²⁵⁾。死亡者を除いた人数は844人であるから、その1年後の天保9年8月と比較すると、ほとんど変動していない(表4)。天保9年後半には飢饉の直接的な影響から脱したのであろう。

表4 東海道二川宿の家数・人数

| | 天保8年8月 | 天保9年8月 |
|----|---------------------------------|--------|
| 家数 | 212軒 | 203軒 |
| 人数 | 889人 | 841人 |
| 内訳 | 男437人[23人] 女447人[22人] 僧5人 | |

出典 天保8年8月は、渡辺和敏編著『古文書にみる江戸時代の二川宿』394号。内訳の[]は人数に含まれる死亡者数。天保9年8月は「宿借金仕訳帳」(愛知大学総合郷土研究所蔵山本家文書、目録番号147)。

おわりに

以上、天保飢饉下における遠三州十か宿の状況につき、飢饉の影響が顕著になった天保4年(1833)からこれが収束した同8年までを検討した。その際、天保4～6年を第1段階、同7・8年を第2段階とした。前者は、天候不順で米の作柄が十分でないなか、東北地方の凶作をきっかけに米価が上昇したために、その対策に終わっていた期間である。後者は、天保7年8月13日の暴風雨による被災をきっかけに遠三州十か宿が拝借金の給付等に奔走した期間である。

第1段階においては宿内小前対策としての小売米確保が重要であった。天保4年は天候不順、同5年は東北地方の凶作により、小売米の価格が上昇した。そのため、中泉代官は天保4年に年貢米・商人米の積出停止、備蓄米確保に乗り出したが、同5年には見付宿で小規模な騒動が発生した。この間、中泉代官の死去にともなう後任の選定に江戸幕府の明確な決定がなかった。幕府においても飢饉対策に忙殺されていたのであろう。結局、当分預りを経て前任者の子息が中泉代官を継ぐが、飢饉対策に対する影響は不明である。

第2段階は食料確保と復旧資金の獲得が課題となった。二川・見付宿ともに米の安売りや施米を実施した。見付宿で発生した天保5

年のような騒動を防止するためであろう。二川宿では販売を担当する米会所を設立している。

遠三州十か宿は従来の拝借金について返済の再延長、天保7年9月の新規の相続方拝借金獲得に動き、さらに舞坂・二川・白須賀宿だけの再願も天保8年正月に行われた。

天保7年11月の中泉代官による申渡は、急食代の給付と米穀の流通促進を述べたほかは加茂一揆に関するものであった。そのなかで、拝借金については江戸における調整が進捗しないことが表明されている。同様な事情は、上記の願書類にも記述があり、査定は厳しかったようである。

実際、天保8年正月の3か宿再願書のなかには、「逸々御見上之上、自力取締可相成分御除」きという表現があり、夫食代や種初代の給付の際には、女性は男性の半額という評価であった。これも査定の厳しさの一面であろう。

注目すべきは夫食代や種初代が現金で給付されたことである。このことは飢饉下でも米の入手自体は可能であることを証明しており、その意味では見付宿の庚申講仲間が「金さへあれはまだなんでも有」とした記述は正しかったのである。その背景には商品流通の進展をみなければならないが、今回の天保飢饉とこれまでの飢饉との相違点を冷酷ともいえる言葉で強調している。既に指摘しておいたが、天保期の時代的特徴を端的に表現しているのである。今後少なくとも文政期の商品流通の検討が必要となろう。

天保8年3月、道中奉行は人馬賃金の都合7割増を遠三州十か宿と池田村渡船方に許可した。前年9月の御救願下書の差出人から金谷宿河原町が脱落しているが、中泉代官を通じた働きかけのひとつがようやく実現したのである。ここで道中奉行は、さらに割増した2割分について、宿助成として使用することなく食物の購入代金として人馬役出役者に

直接給付することを厳命している。飢饉対策費用を街道利用者に負担させるという側面を有するが、天保7年9月の御救願下書のなかで宿内の「九分通者其日稼、買渡世のもの」と表現される小前層に実感できる対策を目指したことを評価すべきであろう。

註

- (1) 青木美智男『近代の予兆』大系 日本の歴史 11 (平成元年2月, 小学館)。
- (2) 渡辺和敏『近世交通制度の研究』(平成3年5月, 吉川弘文館) 392~399頁。
- (3) 「御用留」十二、『蒲原町史』資料編近世1 (昭和58年3月, 蒲原町史編纂委員会) 703頁。
- (4) 「見付宿庚申講掛帳」、『磐田市史』史料編5 近世追補(2) (平成8年1月, 磐田市) 所収。見付宿の天保飢饉下の様子については、『磐田市史』通史編中巻 (平成3年3月, 磐田市) 555~564頁を参照。
- (5) 渡辺和敏編著『古文書にみる江戸時代の二川宿』(平成11年3月, 豊橋市教育委員会)。
- (6) 愛知大学総合郷土研究所が所蔵する山本家文書には、「三河国渥美郡大岩村山本家文書」のタイトルで目録がある。ここではこの目録による整理番号を使用する。
- (7) 以下の記述は、前掲註(4)「見付宿庚申講掛帳」95~104頁による。
- (8) 前掲註(2)渡辺和敏『近世交通制度の研究』393頁によれば、東海道新居宿に所在する今切湊からの中泉代官の江戸廻米は、領主である三河吉田藩の津留を理由に停止された。
- (9) 「古今永宝録」, 前掲註(5) 渡辺和敏編著『古文書にみる江戸時代の二川宿』149頁。
- (10) 愛知大学総合郷土研究所所蔵山本家文書, 目録番号316「赤坂役所宛書付の控 (仮題)」。
- (11) 愛知大学総合郷土研究所所蔵山本家文書, 目録番号44「貧民御救御手当頂戴名前書帳」。
- (12) 前掲註(10)と同じ。
- (13) 前掲註(10)と同じ。江戸幕府の触書としては『御触書天保集成』(昭和33年9月, 岩波書店) 6069号。
- (14) 以下の記述は、前掲註(4)「見付宿庚申講掛帳」106~109頁による。
- (15) 前掲註(5) 渡辺和敏編著『古文書にみる江戸時代の二川宿』388号。
- (16) 愛知大学総合郷土研究所蔵山本家文書, 目録番号144「乍恐以書付御愁訴奉申上候」。
- (17) 愛知大学総合郷土研究所蔵山本家文書, 目録番号270「風難違作ニ付、遠三拾ヶ宿、大井・天龍両川御救願下書」。

- (18) 前掲註(4)「見付宿庚申講掛錢帳」106頁、前掲註(5)渡辺和敏編著『古文書にみる江戸時代の二川宿』389号。
- (19) 愛知大学総合郷土研究所蔵山本家文書、目録番号271「御代官様と被仰出候御書付写」。
- (20) 前掲註(5) 渡辺和敏編著『古文書にみる江戸時代の二川宿』390号。
- (21) 愛知大学総合郷土研究所蔵山本家文書、目録番号145「宿方窮民救難穀割渡書上」。
- (22) 同上。
- (23) 人馬賃錢都合7割増については、前掲註(5) 渡辺和敏編著『古文書にみる江戸時代の二川宿』251号。
- (24) 前掲註(5) 渡辺和敏編著『古文書にみる江戸時代の二川宿』393号。
- (25) 前掲註(5) 渡辺和敏編著『古文書にみる江戸時代の二川宿』394号。